

# 時間外労働の上限規制と自動車運転者の 労働時間等の改善のための基準について

---

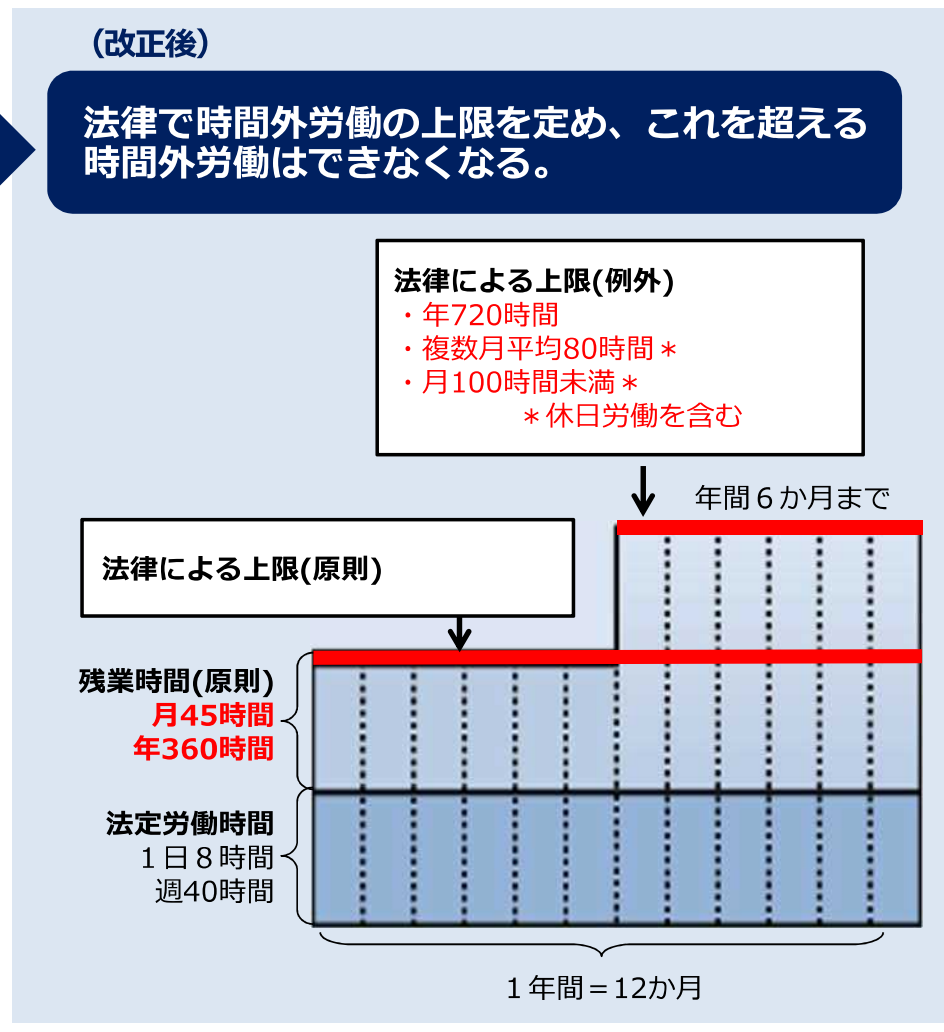
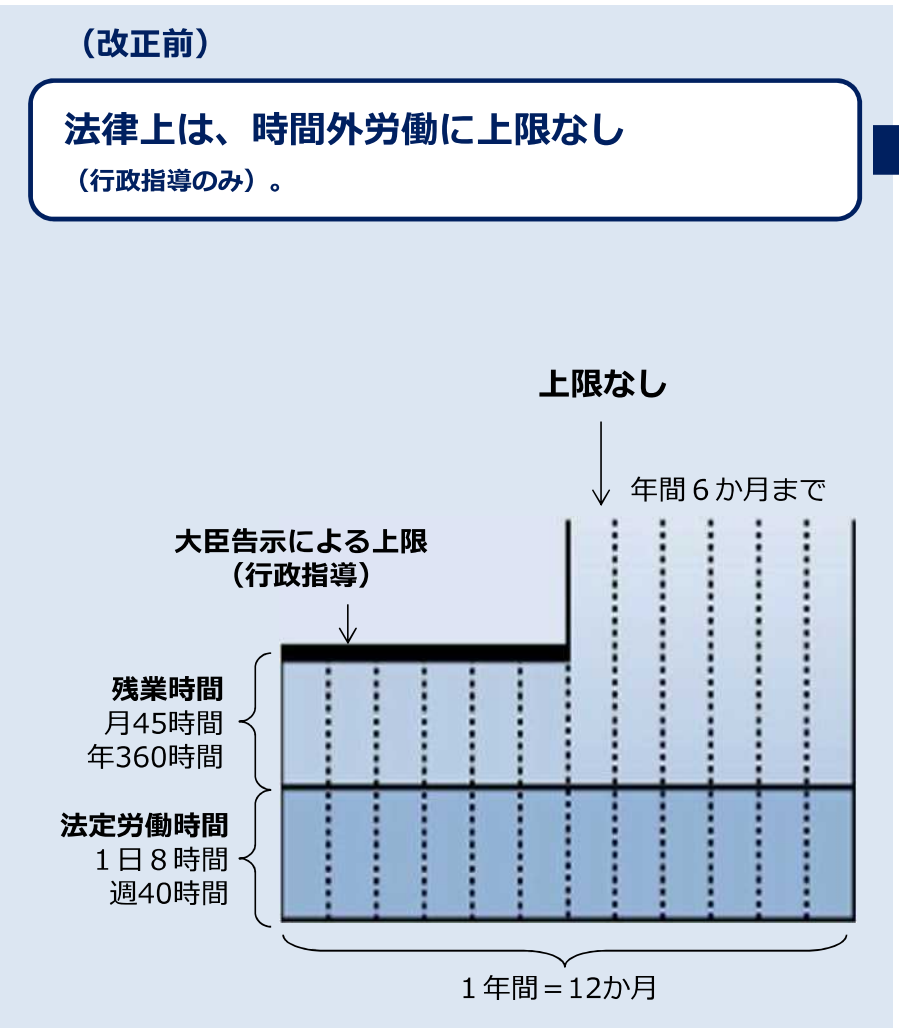
青森労働局

## 働き方改革関連の各改正事項の施行・適用時期

被改正法律・項目		内容	大企業	中小企業
雇用対策法		働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を定めることとする。	平成30年7月6日	
労働基準法	労働時間の上限 (第36条等)	時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定。	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	高度プロフェッショナル制度の創設 (第41条の2)	職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。		平成31年4月1日
	年5日の年次有給休暇の取得義務 (第39条第7項)	使用者は10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について毎年時季を指定して与えなければならないこととする。		平成31年4月1日
	フレックスタイム制見直し(第32条の3)	フレックスタイム制の清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長。		平成31年4月1日
	中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止 (第138条)	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止。	—	令和5年4月1日
労働時間等設定改善法		勤務間インターバル制度の普及促進、事業主への取引上配慮すべき事項に関する責務の規定など。	平成31年4月1日	
労働安全衛生法、じん肺法		産業医・産業保健機能の強化、高プロ対象者を除くすべての労働者を対象とした労働時間の状況の把握の義務化など。	平成31年4月1日	
パートタイム労働法・労働契約法		短時間・有期雇用労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など。	令和2年4月1日	令和3年4月1日
労働者派遣法		派遣労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など。	令和2年4月1日	

◆ 時間外労働の上限規制  
 時間外労働の上限を法律で罰則付きで規制

時間外労働の上限を法律で規制することは、71年前（1947年）に制定された労働基準法において初めての大改革。



## 一部の事業・業種には上限規制の適用を猶予または除外

自動車運転の業務	<u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u> (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	<u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u> (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	<u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u> (具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u>
新技術・新商品等の研究開発業務	<u>医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、<u>時間外労働の上限規制は適用しません。</u></u> ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

◆中小企業の月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（猶予廃止）

中小企業に適用が猶予されていた月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（25%→50%）について、**令和5年4月より猶予を廃止し**、50%以上の割増賃金率の支払いを義務づけ。

**(現在)**

月60時間超の残業割増賃金率大企業は 50%  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



**(改正後)**

月60時間超の残業割増賃金率大企業、中小企業とも**50%**  
※中小企業の割増賃金率を**引き上げ**

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



◆ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示（トラック等）の概要  
自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的に定められたもの

### 1. 拘束時間

- 1か月 293時間 労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可
- 1日 原則 13時間  
最大 16時間（15時間超えは1週2回以内）

### 2. 休息期間

- 継続8時間以上  
トラックドライバーの住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること

### 3. 運転時間等

- 2日平均で1日当たり9時間以内
- 2週平均で1週間当たり44時間以内
- 連続運転時間は4時間以内（運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の休憩等が必要）

### 4. 時間外労働

- 改善基準告示の範囲内で1日、2週間、1か月以上3か月以内、1年の上限時間を労使協定で締結

### 5. 休日労働

- 2週間に1回以内、かつ1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

以上のほか、拘束時間・休息期間の特例、労働時間の取り扱い、休日の取り扱い、適用除外等の規定あり

# トラック運送業界の 働き方改革のために、 あなたが できること

物流を支えるトラック輸送。  
今こそ、トラック運転者の  
長時間労働の改善  
が急務です。



トラック運転者の労働時間は、他の産業と比較して20%以上も長くなっています。  
そこで、長時間労働の現状や、その改善に向けた取組、施策などを、広く国民、荷主企業、トラック運送事業者の皆さまにお知らせするために、ポータルサイトを開設しました。

## トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

いま、考えてみませんか？  
**物流を支える  
トラック運転者**  
のこと。

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーも、好評開催中!

トラック運転者の長時間労働改善に向けて  
国民の皆さま、そして企業の皆さまの協力が必要です!  
詳しくは、ポータルサイトで!





# ・働き方改革を進めるための相談窓口

## 青森県働き方改革推進支援センター

青森市青柳2-2-6（一般社団法人青森県労働基準協会内）

フリーダイヤル 0800-800-1830

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

## 労働時間相談・支援コーナー

各労働基準監督署に設置しています。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

中小企業などの事業主からの時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般の法令相談、変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入についてのご相談などに応じます。

気軽に相談してみよう。

